

広島県告示第千三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年一月四日までの間、縦覧に供する。

令和五年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

原谷神石線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
神石郡神石高原町福永字中屋二四五二番一地从 から 神石郡神石高原町福永字中屋七四八五番地先ま で		三・五〇 八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	一四二・七〇	
	四・六〇 一三・〇〇			一四二・七〇	拡張